

農業用河川工作物応急対策等事業

◆趣旨

農業用河川工作物の構造が不適當若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物(道路を横断する水管橋、水路橋及び農道橋等)について整備補強等の改善措置を講じ、洪水、高潮及び地震等による災害の未然防止を図る。

◆事業の種類と対象工作物

①農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等)の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。

- 工作物の構造が不適當又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。
- 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。

①農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

- 地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの。(総事業費が800万円以上) ただし、高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。

◆事業区分 ①の

大規模

事業費 1億円以上

小規模(1)

事業費 5千万円以上 1億円未満

小規模(2)

事業費 8百万円以上 5千万円未満

◆実施主体

大規模、小規模(1)は 県、小規模(2)は 市町、土地改良区等

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp